

消防特第15号
平成18年2月24日

各都道府県消防防災主管部長
殿
東京消防庁・各指定都市消防長

消防庁特殊災害室長

林野火災に対する警戒の強化について（通知）

林野火災対策の推進につきましては、平素から御尽力をいただき感謝申し上げます。
例年、春先の空気が乾燥するなかで、たき火や火入れなどを原因とする林野火災が全国各地で多発しています。

特に本年は、1月12日に発生した広島県福山市での火災、1月29日に発生した熊本県山都町での火災など、いずれも焼損面積が100ヘクタールを超える大規模な林野火災が発生しています。

また、本年1月1日から2月23日までに発生した林野火災のうち、消防庁に報告されている焼損面積10ヘクタール以上又は空中消火を実施したものは既に15件を数えるなど、昨年同時期（3件）に比べ大幅に増加しており、大変憂慮すべき事態となっています。

つきましては、貴職におかれましても、下記事項に御留意のうえ、気象状況等地域の事情を踏まえながら、林野火災予防対策の充実強化に努めていただくとともに、報道機関との連携を図り、住民に対する火災予防の呼びかけを行うなど、火災発生防止並びに被害拡大防止に万全を期されるようお願いいたします。

また、広報車や防災行政無線の活用等による火災予防の呼びかけ、水利の確認、警戒体制の充実強化等に努めて頂くよう、貴都道府県におかれましては、管内市町村及び消防本部にご周知頂くとともに、平成15年10月29日付け消防災第206号消防庁防災課長通知を踏まえ、林野火災発生時には、消防・防災ヘリコプターによる空中消火の積極的な活用並びに早期の応援要請など、適切な対応を図られるよう併せてお願いいたします。

記

1 林野火災予防の徹底について

林野火災の出火原因として、たき火、たばこや火入れの不始末など人的要因によるものが多いことを踏まえ、特に週末や休日の前に、ハイカー等の入山者に対して新聞、テレビ、ラジオ、広報誌やホームページ等を通じ、たき火の火の始末の徹底、たばこの投げ捨て禁止等について重点的に広報を行うこと。

また、林業関係者に対し、日頃からの森林保全管理など林野火災予防の対応を適切に図るよう注意喚起を行うとともに、林内作業者に対し、火気管理の徹底を図る

よう指導すること。

2 防災関係機関による警戒の強化について

出火防止と火災拡大防止のため、林野火災発生危険性の高い地域において、消防機関等防災関係機関による巡視、警戒の強化を図ること。

3 林野火災拡大の早期防止について

林野火災が発生し、拡大のおそれがある場合には、近隣の市町村に対し、時機を失することなく応援要請を行うなど、火災拡大の防止対策を早期に図ること。

4 空中消火の積極的な活用について

空中消火は、林野火災対策として非常に有効な消防戦術であり、最近火災拡大のおそれがある場合には、小規模な火災のうちから空中消火を実施し、早期消火に成功している例が増加しており、今後とも空中消火の積極的な活用を図ること。

また、消防・防災ヘリコプターをはじめとする空中消火用のヘリコプターについては、状況に応じてその応援出動の早期要請を積極的に行うこと。

5 情報収集・連絡体制の整備について

林野火災のうち、

焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの

空中消火を要請したもの

住宅等へ延焼するおそれがあるなど社会的に影響度が高いもの(災害対策本部が設置されたものなど)

については、火災・災害等即報要領に基づき迅速な報告に努めること。この場合、ヘリテレなど画像情報の提供にも留意すること。

また、休日、夜間においても、林野火災が発生した場合には、迅速な情報収集・連絡、指示が行えるよう適切な体制を確保すること。

なお、林野の焼損面積が20ヘクタール以上の火災については、昭和55年3月11日付け消防地第81号通知に基づき、林野火災対策資料を消防庁特殊災害室まで提出すること。

【問い合わせ先】

消防庁特殊災害室

篠崎・萩原

電話 03-5253-7528(直通)

F A X 03-5253-7535